がんばろう南房総
みんなで取り組む 千葉の教育

# 南房総の風

［発行］
南房総教育事務所
令和７年５月２３日
第７号
文責　保健体育班

## 6月は「食育月間」です！
## ～食育で元気にまんてん笑顔！～

### 1　令和７年度「食育月間」６月１日（日）～６月３０日（月）

令和７年４月１４日に農林水産大臣決定による『令和７年度「食育月間」実施要綱』では、食育基本法及び基本計画を踏まえ、食育月間の実施に当たっての重点事項が以下のとおり３つ定められました。

**1　生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進**
**2　持続可能な食を支える食育の推進**
**3　「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進**
に重点を置いて、SDGｓの考え方を踏まえ、食育推進運動の関係者が相互に関連する視点を持って総合的に普及啓発を図る。

食育は、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健康な食生活を実践できる人間を育てるものです。６月の「食育月間」を各学校の食育に取り組む好機ととらえて、学校のみならず、地域や社会と連携・協働して積極的に推進していきましょう。

6月は食育月間
毎月19日は『食育の日』です。
食べることは生きることであり、健康な身体と心を育むことにつながります。
栄養バランスや食品ロス削減などについて、正しい知識を身につけましょう。
第9回 食育を推進する優れた取組を募集します！
食育活動表彰
6月上旬募集開始！
農林水産省

「食育月間」実施要綱

### 2　食育の進め方

学校教育において食育を推進するには、食に関する知識や能力等を総合的に身につけることができるよう、学校教育活動全体で指導することが必要です。そのためには、指導内容を系統的に整理し、各教職員の役割と相互の連携を明確にした、食に関する指導に係る全体計画を策定します。

【全体計画に関すること】
〇学年ごとの給食をはじめとする教科等における食に関する指導の内容を系統的に整理し、各職員の役割と相互の連携を明確にする。
　※各教職員が連携しつつ確実に実施するために、食育担当が連携・調整の役割を担う
〇学校運営における教育目標や方針などへ食に関する指導を位置付け、食に関する指導の推進体制を整える。
〇各教科等の指導計画や児童生徒の実態を踏まえつつ、全職員の共通理解を図り、全職員が連携・協力して効果的な指導を実施するといった組織的な取組を進める。
　※学年ごとに、より具体化した食に関する指導に係る年間指導計画の作成も必要

第４次千葉県食育推進計画
「ちばの食育」推進のためのキャッチフレーズ
ちばの恵みで まんてん笑顔
グー・パーはおかずのおおよそのめやすです
主菜は「グー」
主菜の１食分の量はグーの大きさ厚さ2cmをめやすに！
主菜になる食品は 肉・魚・たまご・大豆
副菜は「パー」
副菜の１食分の量はパーにたっぷりをめざして！
副菜になる食品は 野菜・海藻・きのこ・こんにゃく
令和４年３月
千葉県・千葉県教育委員会

第４次千葉県食育推進計画

全体計画にそって指導体制と指導内容を整備し、児童生徒のよりよい生活習慣作りを働きかけたり、地域における食に関する指導の充実のために全教職員が共通理解を図ったりします。

取組については、「教科等における指導」「給食の時間における指導」「個別的な相談指導」となります。

## 【第４次千葉県食育推進計画について　※抜粋】

≪基本目標≫
「ちばの恵み」を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

≪ライフステージに対応した食育の推進≫　※小学生・中学生

- ○栄養教諭等が中心となって、食に関する指導の全体計画の見直しと改善を図り、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。
- ○学校給食を「生きた教材」として活用し、食育を効果的に推進します。
- ○「千産千消デー」の実施など学校給食に地場産物の活用を進めます。
- ○「早寝早起き朝ごはん」の取組を働きかけます。
- ○学校、家庭、地域との連携を推進します。

≪指標及び目標値≫　※抜粋

| | 現状値<br>(R元またはR2) | → | 目標値<br>（R8） |
|---|---|---|---|
| 1．食に関心を持っている県民の割合 | 68.1% | → | 90%以上 |
| 2．朝食を欠食する県民の割合（小学５年生） | 3.1% | → | 0%を目指す |
| 3．朝食を欠食する県民の割合（中学２年生） | 5.1% | → | 0%を目指す |
| 5．栄養教諭等による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数 | ― | → | 月１２回以上 |
| 7．主食・主菜・副菜をそろえた食事を１日２回以上、ほとんど毎日食べている県民の割合 | 49.7% | → | 65%以上 |

## 3　管内食育事業の紹介

### （１）「地域における食育推進事業」

目　的：①栄養教諭・学校栄養職員の実践指導力を高め、指導者を育成すること。
②今日的な課題の取組について研究を行うこと。

拠点校：**袖ケ浦市立蔵波小学校**　※１１月５日に公開授業を実施します。

### （２）「食に関する指導事業・地区別研究協議会」

趣　旨：児童生徒が生涯を通じて健康な生活を営むために、関係職員を対象とした食に関する指導のあり方等の研修を行い、研究協議会を開催するとともに食生活の正しい理解と望ましい食習慣の形成などに資する。

実践発表：**市原市立清水谷小学校**

※１０月３０日にオンラインにて実施します。